

浜松市保育所等巡回支援事業 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条に基づき、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が`気になる`段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図る。また、指定障害児通所支援事業所への技術的指導等の支援を行うことにより、地域支援の強化を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 浜松市保育所等巡回支援事業(以下「事業」という。)の実施主体は浜松市とする。ただし、事業の一部(対象施設、保育所等巡回支援の内容及び費用負担の決定を除く。)を、多障害対応において、乳幼児から学童期へかけて総合的な療育の実績と地域連携の視点をもって、適切な事業運営ができる児童福祉法第43条に定める児童発達支援センター(以下「事業実施者」という)に委託する。

(事業内容)

第3条 発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や発達の課題のある子どもの保護者に対し、早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。また、指定障害児通所支援事業所への支援方法の技術指導等を行う。

(実施方法等)

第4条 事業実施者は、専門員を2人配置し事業を実施するものとする。

- 2 専門員の資格は、医師、児童指導員、保育士、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者とする。
- 3 事業実施者は、地域における保育園、幼稚園、子育て支援拠点施設等の子どもやその親が集まる施設・場を、計画的に巡回支援を行う。
- 4 事業実施者は、対象ケースの評価及び支援方針の検討、助言、指導内容の検証等を行うように努めるものとする。
- 5 事業実施者は、対象ケースに応じて適切な支援に結びつけられるよう、日頃から保健所、児童発達支援事業所等と連携して行える環境整備に努めるものとする。
なお、対象ケースが児童相談所や発達相談支援センターなどの専門機関による専門的な支援を行うことが適切な場合には、速やかに専門機関につなぐなどの処置を取るものとする。
- 6 事業実施者は、実施にあたり、申込書(様式1)支援実施記録(様式2)個人情報の取り扱いについての確認書(様式3)を使用するものとする

(事業実施者の責務)

第5条 事業実施者は、正当な理由なくして支援の提供を拒んではならない。

- 2 事業実施者は、その業務を行うにあたって、知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職種を退いた後も同様とする。
- 3 この事業の一部を受託して実施する事業実施者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経費を明確に区分しなければならない。
- 4 事業実施者は、支援提供における事故に備え、十分な責任賠償保険に加入しなければならない。
- 5 事業実施者は、支援の提供において事故が生じたときには、速やかに市長に報告しなければならない。

(報告等)

第6条 事業実施者は、受託に係る事業の実施状況について、支援を提供した月の翌月10日までに浜松市保育所等巡回支援事業実施報告書(第4号様式)により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、事業の適切な運営を確保するため、必要に応じて事業実施者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出を求め、又は当該職員に質問若しくは事業実施者への立ち入り検査をすることができる。
- 3 事業実施者は、前項の規定により市長が行う調査及び検査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 市長は、第1項及び第2項による報告又は調査の結果、事業の機能が十分に果たすことができないと認められる場合は、事業の委託を取り消すことができるものとする。

(委託料の支払い)

第7条 浜松市は、委託料として要綱別表1に定める金額を受託者に支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別 表 1

金額	
委託費	26,238,000円